

平成 30 年 2 月

受益者の皆様へ

ブラックロック・ジャパン株式会社

信託終了（繰上償還） 予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の追加型証券投資信託（以下「各ファンド」といいます。）につきまして、各ファンドの受益権口数が、当該投資信託約款に定められた口数を各々下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、信託を終了する予定としておりますのでお知らせいたします。

これらの信託終了（繰上償還）については、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）および当該投資信託約款の規定に従い、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める予定です。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了（繰上償還）に関する決議の賛否および必要事項を同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる追加型証券投資信託

- ・ i-mizuho 先進国債券インデックス（為替ヘッジあり）
- ・ i-mizuho 先進国インフレ連動債券インデックス
- ・ i-mizuho オーストラリア債券インデックス
- ・ i-mizuho ハイイールド債券インデックス（為替ヘッジあり）
- ・ i-mizuho 先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）
- ・ i-mizuho 欧州株式インデックス
- ・ i-mizuho オーストラリア株式インデックス
- ・ i-mizuho 東南アジア株式インデックス
- ・ i-mizuho 中国株式インデックス
- ・ i-mizuho 先進国リートインデックス（為替ヘッジあり）

※これらのファンドを複数保有されている場合、本書面が複数お手元に届く場合がございますが、同封の「書面決議参考書類」および「議決権行使書面」はファンド毎に異なります。

2. 信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

① 受益者の確定（基準日）	平成30年2月6日
② 書面による議決権の行使の期限	平成30年3月19日まで
③ 書面による決議の日 （信託終了（繰上償還）の可否が決定される日）	平成30年3月20日
④ 信託終了（繰上償還）予定日	平成30年4月27日

本書面による議決権の行使については、平成30年2月6日時点の受益者の方（平成30年2月2日までに取得の申込みをなされた方を含みます。）を対象としております。

本決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます（各ファンド毎に集計いたします。）。可決された場合、予定通り平成30年4月27日をもって各ファンドの信託を終了（繰上償還）し、償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様に支払われます。また、ご換金のお申込みは、平成30年4月20日まで通常通り受付けます。

また、上記の受益者の議決権口数による賛成を得られず本決議が否決された場合は、各ファンド

の信託終了(繰上償還)の手続きは行われません。

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日(平成30年3月20日)以降、弊社ホームページ(www.blackrock.com/jp/)でご覧いただくことができます。

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、各ファンドの信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入の上、平成30年3月19日までに、同封の返信用封筒をご利用のうえ、弊社までご送付ください。なお、「議決権行使書面」は、平成30年3月19日弊社到着分までを有効とさせていただきます。また、本決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は、賛成されるものとみなしてお取扱いいたしますので、賛成いただける場合にはお手続きの必要はございません。

<議決権行使書面の送付先>

*ご送付の際は、同封の返信用封筒をご利用いただくか、ご自身で封筒をご用意される場合は下記宛にお送りください。

〒100-8217

東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

丸の内トラストタワー本館

ブラックロック・ジャパン株式会社

業務部 議決権行使書面 受付係 宛

<送付締切日>

平成30年3月19日 弊社到着分

<ご注意事項>

- ・同一のファンドについて、受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、議決権行使書面に記入された日が行使期限に最も近いものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしますのでご了承ください。
- ・信託終了(繰上償還)についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、賛成されるものとみなしてお取扱いいたします。
- ・同封の議決権行使書面についてはファンド毎に異なります。議決権行使書面のファンド名にご注意の上、ご記入ください。なお、議決権行使書面をご返送の際は、複数ファンド分をまとめて1通の封筒に封入していただくことも可能です。

<反対受益者の受益権の買取請求の不適用について>

各ファンドは投信法および投資信託約款の規定により、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用はなく、受益権の買取請求は受け付けておりません。

各ファンドのご換金をご希望される受益者は、賛成・反対にかかわらず、通常通り、ご換金のお申込みを受付けております。各ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合は、平成30年4月20日までに、販売会社までお申し込みください。

この信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続きに際し、受益者ご本人からの議決権行使書面の内容を確認する目的で、お客様に関する個人情報を取扱販売会社および受託会社との間で共有することがあります。なお、ブラックロック・ジャパン株式会社が取得した個人情報は、本決議の手続きを行うために利用し、他の目的では使用しません。弊社の個人情報保護宣言につきましては、弊社ホームページ www.blackrock.com/jp/ をご覧ください。

本書面に関してご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

お問い合わせ専用窓口

電話番号：03-6703-4904

期 間：平成30年2月6日～平成30年4月27日

受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後5時(土、日、祝日を除く)

以上